

令和6年3月18日

土木部各課長
各土木事務所長
様

土木部長

建設工事における担当技術者の配置について（通知）

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義し、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 定義・要件
別紙のとおり
- 2 施行日
令和6年4月1日

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088-823-9813

建設工事における担当技術者の配置について

【趣旨】

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義したので、お知らせします。

【定義】

担当技術者とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。)及び専門技術者以外の者で、主任(監理)技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐可能な技術者とします。

【要件】

- 1 35歳未満又は女性の技術者であること。(資格、実績は問わない。)
- 2 受注者と直接的な雇用関係があること。(総合評価方式一般競争入札における加点を受ける場合は入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。)
- 3 当該工事のみに専任*配置できること。
- 4 当該工事及び他工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。)、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任をしていないこと。
- 5 施工計画書の現場組織表に記載すること。
- 6 コリンズに登録し、監督職員による担当技術者の配置状況(担当工事内容・従事期間)の確認を受けること。

【施行日】

令和6年4月1日から施行します。

【参考】

※専任とは、他の建設現場と兼務せず、専らその該当する建設現場に従事することを意味するため、必ずしも該当する建設現場に常駐することではない。

※専任を要さない期間

- 1 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である期間。(着手届提出日前)
- 2 工事完成後、完成通知書を提出し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。(完成通知書提出日後)
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間。

担当技術者届

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者 住所
氏名

工事名			
工事番号			
工事場所			
契約予定金額	¥		
担当技術者	フリガナ 氏名		生年月日 S・H 年 月 日
	○	他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。	
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤写しは別紙のとおりです。		

- (注) 1 複数人届出の場合は、行を追加すること。
2 総合評価方式一般競争入札において加点され落札者となった場合又は担当技術者を配置する場合は、契約手続時に「現場代理人・技術者届」と合わせて、本様式を提出すること。

【定義】

担当技術者とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐可能な技術者とします。

【要件】

- 35歳未満又は女性の技術者であること。（資格、実績は問わない。）
- 受注者と直接的な雇用関係があること。（総合評価方式一般競争入札における加点を受ける場合は入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。）
- 当該工事のみに専任※配置できること。
- 当該工事及び他工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任をしていないこと。
- 施工計画書の現場組織表に記載すること。
- コリンズに登録し、監督職員による担当技術者の配置状況（担当工事内容・従事期間）の確認を受けること。